

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	八幡屋公園クライミングスライダー(ジンバイザメ)修繕	設備修繕	上屋敷工業(株)	1,991,000	10月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
2	令和4年度状態監視装置修繕	設備修繕	(株)コムプランニング	1,993,200	10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
3	道路橋梁総合管理システム用コンピュータ機器(2016年度)一式長期借入(再タリース)	12 賃貸	FLCS(株)	¥26,766,300	11月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 7	—
4	ウォータースクエア主配管修繕	設備修繕	近畿設備(株)	¥1,925,000	11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G 2 8	—
5	南津守さくら公園クラブハウス更衣室及びスタッフルーム空調設備修繕	設備修繕	ダイキン工業(株)	¥1,249,985	11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
6	桃ヶ池公園噴水設備修繕	設備修繕	近畿設備(株)	¥1,947,000	11月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G 2 8	—
7	平野白鷺公園ほか3公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	¥1,835,900	11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
8	長池公園ほか6公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	¥1,173,480	11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
9	太閤(背割)下水見学施設ガス検知器修繕	備品修繕	(株)理研商会	¥1,430,000	11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
10	三津屋公園ほか10公園プランコ修繕	設備修繕	タカオ(株)	¥1,298,440	11月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	南市岡西公園ほか4公園遊具修繕	設備修繕	内田工業(株)	¥1,012,000	11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
12	放置自転車管理システム機器一式 長期借入(再々リース)	12賃貸	FLCS(株)	¥2,505,580	12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
13	工事積算システム用コンピュータ機器(2017年度)一式長期借入(再リース)	12賃貸	FLCS(株)	¥20,832,570	12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
14	令和4年度複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	備品修繕	新コスモス電機(株)	1,262,855	12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
15	三明町北公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,827,100	12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
16	晴明丘中央公園ほか7公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,794,540	12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
17	市岡工営所配管漏水修繕(緊急)	設備修繕	中央設備(株)	1,743,500	12月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G 2 3	—

随意契約理由書

1 修繕名称

八幡屋公園クライミングスライダー（ジンベイザメ）修繕

2 契約相手方

上屋敷工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、港区・八幡屋公園に設置しているクライミングスライダー（ジンベイザメ）の表面の一部が破損している状態であり、今後も来園者へ、継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は、上記業者が設計製作したもので、他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所八幡屋公園事務所（電話番号 06-6571-0552）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度状態監視装置修繕

2 契約相手方

(株) コンプランニング

3 随意契約理由

今回修繕するATC庁舎および各工営所に設置された状態監視装置は、市内一円の道路排水ポンプ場および道路情報板等施設の状態監視を行う設備であるが、故障及び機能が低下している構成部品があることが判明し、常時監視が行えるよう設備を維持するため、修繕を行うものである。

本設備は、(株) コンプランニングが設計製作したもので、取換部品も他社では製造していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

道路橋梁総合管理システム用コンピュータ機器(2016年度)一式長期借入(再々リース)

2 契約の相手方

FLCS 株式会社

3 随意契約理由

道路橋梁総合管理システム(以下、道橋システムという)はこれまでに蓄積された道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等を管理するためのシステムである。

道橋システムのサーバー等機器並びに端末、プロッタ等の借入契約については、令和4年11月30日付けで借入期間が満了する予定である。

現在、道橋システムは南海トラフ巨大地震等を想定し、災害への備えとして、より強靱性(信頼性、事業継続性)を確保するため、別途、クラウド化の業務委託(道路橋梁総合管理システムプライベートクラウド基盤等業務委託(長期継続契約))を契約しており、当初は、令和4年12月1日からの運用開始を目指していたが、世界的な半導体不足によりサーバー機器の納入が遅れ、運用開始が令和5年3月1日になる見込みである。そのためクラウド化への移行予定時期まで、再々リースにより現状のまま当該機器の借入期間の延長を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続)により、引き続き、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(電話番号 06-6615-6477)

随意契約理由書

1 修繕名称

ウォータースクエア主配管修繕

2 契約の相手方

近畿設備株式会社

3 随意契約理由

本件は、城北川沿いに設置しているウォータースクエアについて、「令和4年度水門施設等点検業務委託」において送水設備の点検を行った結果、主配管腐食による漏水が判明したため、修繕を行うものである。

当該設備は、修景・浄化施設として設置されているが、現在、主配管からの漏水により送水設備を稼働させることが困難な状況である。現状のままでは、「市民憩いの場」「河川浄化機能」としての本来の機能に支障が生じることから、修繕を行う必要がある。

上記業者は、現在、上記業務委託を受注していることから、現場状況を把握するとともに修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能で、かつ、施工に必要な入札参加資格を有しており、改めて受注者を選定するよりも経済的に合理的であり、工期の短縮を図ることができるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称

南津守さくら公園クラブハウス更衣室及びスタッフルーム空調設備修繕

2 契約相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、南津守さくら公園のクラブハウス更衣室及び2階スタッフルームの空調設備が故障し、全く作動しない状態である。

当該施設は、南津守さくら公園の運営を行っている施設事業者職員の詰所として使用しており、職員が常駐し、施設利用者に対する運営業務や施設の維持管理業務を行っている。このまま空調設備が稼働しない状態では室温を一定に保つことができないため、職員の安全が確保されず有料施設等にかかる運営に支障をきたすことから修繕するものである。

当該空調設備は、上記業者が設計及び製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局公園緑化部公園課（電話番号 06-6469-3842）

随意契約理由書

1 修繕名称

桃ヶ池公園噴水設備修繕

2 契約の相手方

近畿設備株式会社

3 随意契約理由

本件は、桃ヶ池公園に設置している噴水について、「令和4年度水門施設等点検業務委託」において点検を行った結果、曝気ポンプ電源用ケーブルの断線により、ポンプ内部のモーター部分が浸水し稼働できない状況であることが判明したため、修繕を行うものである。

当該設備は、修景及び水質浄化を目的として設置されており、ポンプ停止状態が続く事により水が滞留し、近隣への臭気や害虫の発生する恐れがあることから、修繕を行う必要がある。

近畿設備株式会社は現在上記業務委託を受注しており、現場状況を把握するとともに修繕に必要な資機材、要員を迅速に調達することが可能で、改めて受注者を選定することと比較し経済的に合理的であり工期の短縮を図ることができるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称

平野白鷺公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、平野白鷺公園に設置されている児童用ブランコのチェーンの摩耗や破損、山之内北公園に設置されている複合遊具のウッドステップの腐食、瓜破東中公園に設置されている複合遊具の滑り台裏の側板の剥離、鞍作公園に設置されている複合遊具のウッドステップの破断が判明し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所（電話番号 06-6691-7200）

随意契約理由書

1 修繕名称

長池公園ほか6公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、長池公園、西長居公園、駒川公園に設置されている児童用ブランコのチェーンの摩耗や破損、平野白鷺公園、喜連西中央公園、平野公園、杭全公園に設置されているスイング遊具の機構部のゴムの損耗が見られるため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所（電話番号 06-6691-7200）

随意契約理由書

1 修繕名称

太閤（背割）下水見学施設ガス検知器修繕

2 契約の相手方

株式会社理研商会

3 随意契約理由

本修繕は、太閤（背割）下水見学施設に設置されているガス検知器が正常に作動していないため修繕を行うものである。当該検知器は、見学者等の安全確保をするため、地下見学場所の空気をポンプで吸い上げ、可燃性ガス、硫化水素及び酸素の濃度を測定し、出入口扉付近で測定値を表示する仕組みになっているが、今般、酸素濃度の測定器の不具合が発生したものである。

本設備は、株式会社理研計器が設計製作したもので、修繕にあたっては独自の技術が必要とし、また、各検知部の主要部品の取替についても、他社では製作しておらず同社の部品を使用する必要がある。

以上のことから、製作会社からアフターサービスを移管されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局下水道部調整課（電話番号 06-6615-7589）

随意契約理由書

1 修繕名称

三津屋公園ほか10公園ブランコ修繕

2 契約相手方

タカオ株式会社

3 随意契約理由

本件は三津屋公園・三津屋中央公園・南姫島公園・姫松公園に設置されている幼児用ブランコの修繕及び加島小公園・新高中央公園・竹島南公園・柏里公園・瑞光寺公園・多幸公園・北淀公園に設置されている児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、三津屋公園・三津屋中央公園・南姫島公園に設置されている幼児用ブランコ及び加島小公園・新高中央公園・竹島南公園・柏里公園・瑞光寺公園・多幸公園・北淀公園に設置されている児童用ブランコは、経年劣化の影響によるチェーンの摩耗、また、姫松公園に設置されている幼児用ブランコにおいて、経年劣化の影響による座板の亀裂が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所十三公園事務所（電話番号 06-6309-0008）

随意契約理由書

1 修繕名称

南市岡西公園ほか4公園遊具修繕

2 契約相手方

内田工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、南市岡西公園及び西皿池公園に設置している複合遊具の床板の損耗、南海公園に設置している複合遊具のスライダー上部穴あき、田端公園に設置している複合遊具のパネルの損傷、岸里公園に設置している複合遊具のデッキ部の損耗及びラダー取付不良が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所八幡屋公園事務所（電話番号 06-6571-0552）

随意契約理由書

1 案件名称

放置自転車管理システム機器一式 長期借入（再々リース）

2 契約の相手方

現：FLCS 株式会社（旧：富士通リース（株））

3 随意契約理由

放置自転車管理システム（以下、システム）は、自転車放置禁止区域内において撤去した放置自転車の情報等を登録し、防犯登録制度を所管する大阪府警察本部へオンライン照会を行い、所有者情報及び贓品情報の回答を得ることで撤去自転車の保管・返還・処分にかかる業務の効率化と迅速化を図っているものである。

現契約は上記システム利用環境で使用するハードウェア（サーバ機器、端末機器、ネットワーク機器、周辺装置）とソフトウェアの借入を行っているものであり、借入期間は令和4年12月31日までである。

本システムの機器一式の借入契約については令和3年11月に入札を行い新機器導入の予定であったが、応札者なしのために不調に終わり聞き取り調査を行ったところ、半導体不足の影響により機器の準備期間が不足していたことが判明した。そのため十分な期間を確保したうえで令和4年6月に再度入札を実施しようと調整していたが、機器借入案件と連動して実施するリプレース業務（放置自転車管理システムリプレース業務委託）の委託業者（令和3年6月契約事務審査会審議済、富士通 Japan（株））に確認したところ、リプレースで使用する半導体を用いる SAS カードの納期遅延が発生したことで、当初予定していた3か月ではなく半年程度の期間確保が必要であることが判明し、本市が今年度予定していたスケジュールでは業務委託締結が不可との回答があった。リプレース業務が終了した後に機器借入受注者が最終の動作確認を行い借入期間が開始となることから、入札を実施したとしてもリプレース業務が実施不可能である以上、機器借入案件の発注も不可能となった。

以上のことから、今年度については、新機種借入及びリプレース業務委託の発注を見送り、来年度に余裕をもったスケジュールで再発注し、新機器の導入が完了するまで必要となる期間について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現在契約中の FLCS 株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部方面調整課自転車対策担当（電話番号 06-6615-6683）

随意契約理由書

1 案件名称

工事積算システム用コンピュータ機器（2017年度）一式長期借入（再リース）

2 契約の相手先

現：FLCS 株式会社（旧：富士通リース（株））

3 随意契約理由

工事積算システム（以下「現システム」という。）は、建設局及び都市整備局の土木工事積算担当職員が積算業務を円滑かつ効率的に行うことを目的としたシステムである。

現借入契約は、現システムのサーバー等機器並びに管理端末、プリンタ等を長期借入契約しているもので、令和4年12月31日に借入期間が満了する予定である。

現システムは、機器更新に伴い、BCPの観点からATC庁舎ではなく令和5年度に運用開始予定の大阪市共通クラウド基盤に移行する方針である。そのため大阪市共通クラウド基盤への移行時期（令和5年11月30日）まで、再リースにより現行機器の借入期間を延長する必要がある。

以上のことから、地方自治法第167条の2第1項第2号（リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務の必要性があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続）により、引き続き、上記相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課工事監理担当（電話番号 06-6615-7416）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は当機器の繰返し使用によって各センサー・フィルター等の部品が消耗することによる誤作動等を回避するために、機能点検、部品の取替を行うものである。

新コスモス電機株式会社は当機器を製作し、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者である。以上のことから、新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（電話番号 06-6615-6648）

随意契約理由書

1 修繕名称

三明町北公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、三明町北公園、遠沢公園、山之内中央公園に設置されている複合遊具の滑り台裏及び側板の剥離、墨江丘公園に設置されている児童用ブランコのチェーンの摩耗や破損、杭全公園に設置されている複合遊具のパネル破損、坂上公園に設置されている複合遊具のウッドステップの破断が判明し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所（電話番号 06-6691-7200）

随意契約理由書

1 修繕名称

晴明丘中央公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、晴明丘中央公園、長池公園、柴谷公園のスイング遊具の機構部のゴムの損耗、長池公園、播磨大領公園、西長居公園、遠沢公園、万代池公園、我孫子公園の児童用ブランコのチェーンの摩耗や破損が見られ、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所（電話番号 06-6691-7200）

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡工営所配管漏水修繕（緊急）

2 契約の相手方

中央設備株式会社

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所庁舎内に設置している配管から漏水が生じているため修繕を行うものである。

漏水が発生しているのは業務で使用する物品・備品を保管している倉庫内に位置する配管であり、このままの状態が続くと、浸水・カビ発生等による床面や庁舎躯体の腐食が懸念されるだけでなく、倉庫内の物品・備品の棄損等のおそれもあり、適切に物品等の管理ができず市民の財産に多大な影響を与えることから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所市岡工営所（電話番号 06-6576-0761）